



健康推進課長 石黒美佳子

## がまごおり妊娠・出産・子育てサポート事業を開始します。

核家族化や、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくない状況の中、国は、令和4年度第2次補正予算案で、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業（※）」を創設しました。

本市におきましては、「がまごおり妊娠・出産・子育てサポート事業」として、下記のとおり実施します。蒲郡市の独自のギフトやきめ細かな母子保健事業により、妊産婦や子育て世帯のみなさまに寄り添った伴走型相談支援を実施いたします。

記者のみなさまには、本事業の周知の方、よろしく願いいたします。

※「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」とは

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するもの。

### 記

#### 1 事業内容

##### (1) 伴走型相談支援

ア 対象：すべての妊婦及び主に0歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯

イ 実施内容：次項の「ウ」の機会を通じて出産・育児等の見通しを立てるための面談等、その後の情報発信及び随時の相談等により必要な支援につなげる。

ウ 面談の時期

(ア) 妊娠届出時：母子健康手帳交付

(イ) 妊娠8カ月頃：うみのこ面談

(ウ) 出産後：こんにちは赤ちゃん訪問



(2) 妊娠・出産・子育て応援ギフト（伴走型相談支援と一体的に実施）

ア 対象：令和4年4月1日以降に出産された市民

イ 支給内容

(ア) 妊娠応援ギフト：5万円

(イ) 出産応援ギフト：蒲郡市独自

(ウ) 子育て応援ギフト：5万円

ウ 各ギフト支給対象者

(ア) 妊娠応援ギフト

①令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

②令和4年4月1日から12月31日の間に出生した子どもの養育者

(イ) 出産応援ギフト

妊娠8か月頃の妊婦（妊娠予定日が令和5年4月以降）

(ウ) 子育て応援ギフト

令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者

エ 支給条件：1ウ（ア）（イ）（ウ）の各機会に面談し、申請。

2 事業開始時期

令和5年1月

3 遡及対象者

令和4年4月1日から12月31日の間に出産された方。1月中旬以降に、個別にご案内とアンケート及び申請書を郵送予定。

問い合わせ先 蒲郡市健康福祉部健康推進課 岡本・坂口  
電話 0533-67-1151

出産・子育て応援給付金



がまごおり妊娠・出産・子育てサポート事業

伴走型相談支援

妊娠・出産・子育て応援ギフト

## 「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体におけるこれまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫**に基づく柔軟な仕組みとする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を組み合わせる形で、全ての妊婦・子育て家庭のニーズに即した効果的な支援となるよう工夫し、この支援を早期に対象者に届けることを目指す。

### 伴走型相談支援

#### ○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月前後
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

#### ○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

#### ○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

#### ○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる  
※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

### 出産・子育て応援ギフト

#### ○ 支給のタイミング・支給の条件

**出産応援ギフト（5万円相当）**

：妊娠届出時の**面談実施後**

**子育て応援ギフト（5万円相当）**

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

#### ○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

#### ○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方  
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方  
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

一体で  
実施

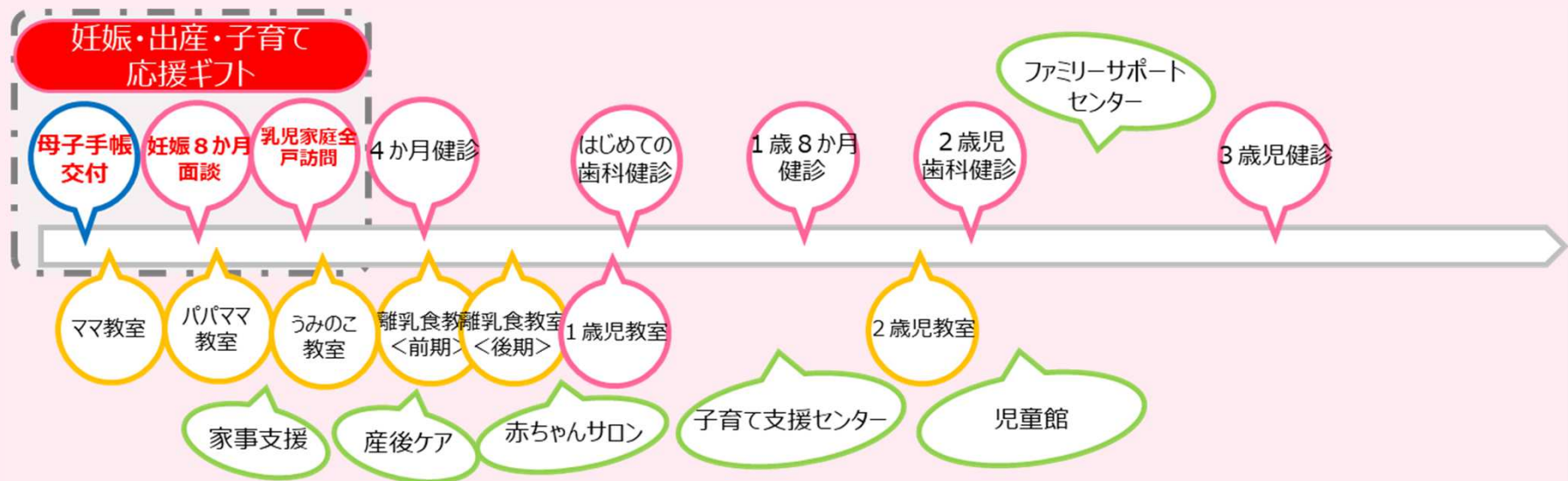


## 蒲郡市の伴走型相談支援 ～妊産婦や子育て家庭に寄り添い・サポート～

### 概要

妊娠届出時より、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出産の届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業です。経済的支援と伴走型の相談支援を組み合わせることで実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、身近に相談できる安心感と子育ての孤立化を防止することを期待するものです。

全ての妊婦さんや子育てをされているご家庭が安心して出産・育児ができるよう、保健師、助産師、子育てコンシェルジュ、訪問員等が身近で相談に応じ、経済的支援を一体的に実施しながら継続的にサポートします



## 妊娠・出産・子育て応援ギフト

### 項目

#### 面談①

(母子健康手帳の交付)

妊娠届出書とアンケートを提出いただき、母子健康手帳の交付と面談を実施する。  
アンケートとギフト申請書をもとに、面談をした妊婦に対して、「妊娠応援ギフト」をプレゼントする。

NEW

#### 面談②

(妊娠8か月面談)

妊娠8～9か月頃に、希望者に対して面談を実施する。  
アンケートを提出いただき、面談<sup>\*1</sup>実施者に対して、「出産応援ギフト（蒲郡独自のギフト）」<sup>\*2</sup>をプレゼントする。

<sup>\*1</sup>オンライン可、やむを得ない場合は訪問

<sup>\*2</sup>現在のこんにちは赤ちゃん訪問時の「赤ちゃん訪問ギフト」

#### 面談③

(こんにちは赤ちゃん訪問)

出生届を受けて、こんにちは赤ちゃん訪問にて面談を実施する。  
アンケートとギフト申請書をもとに、面談をした養育者に対して、「子育て応援ギフト」をプレゼントする。